

全国知的財産権侵害と模倣粗悪品
製販摘発活動指導グループ弁公室
国 家 知 識 産 権 局
公 安 部
農 業 部
商 務 部
税 関 総 署 文 書
国 家 工 商 行 政 管 理 総 局
国 家 新 聞 出 版 広 電 総 局
国 家 林 業 局
国 家 郵 政 局
最 高 人 民 法 院
最 高 人 民 検 察 院

打假弁発〔2017〕8号

「外商投資企業知的財産権保護
行動計画」の印刷・配布に関する通知

各省、自治区、直轄市及び新疆生産建設兵団模倣粗悪品製販摘発活

動指導グループ弁公室、公安庁（局）、農業行政主管部門、商務主管部門、工商局、新聞出版広電総局、林業局、知識産権局、郵政局、税関総署広東分署、天津・上海特派弁、各直属税関、各省（区、市）高級人民法院、人民検察院、新疆ウイグル自治区高級人民法院生産建設兵団分院、新疆生産建設兵団人民検察院：

「外資成長の促進における若干の措施に関する国務院の通知」（国発〔2017〕39号）に係る施策を貫徹するため、全国知的財産権侵害と模倣粗悪品製販摘発活動指導グループ弁公室は、知識産権局、公安部、農業部、商務部、税関総署、工商行政管理総局、新聞出版広電総局、林業局、郵政局、最高人民法院、最高人民検察院と合同で「外商投資企業知的財産権保護行動計画」を制定し、ここに印刷・配布するので、真摯にこれを貫徹実行されたい。





工商总局



新闻出版广电总局



林业局



邮政总局



高法院



高检察院

2017年9月8日

外商投資企業知的財産権保護行動計画

「外資成長の促進における若干の措施に関する国務院の通知」を貫徹実行し、公正な市場競争環境と良好な投資環境を整備し、外資のより一層の成長を促進し、外資利用の質を向上し、外商投資企業の知的財産権を侵害する違法犯罪行為を厳重に摘発し、外商投資企業の合法權益を適切に保護するため、本「行動計画」を制定する。

1. 作業任務

(1) 営業秘密を侵害する違法犯罪行為の摘発。営業秘密の行政保護を強化し、営業秘密を侵害する違法行為を厳重に摘発し、法に基づいて営業秘密侵害事件の裁判を行ない、権利者利益を効果的に保護する。(工商行政管理総局、最高人民法院が職責に基づきそれぞれ分担して責任を負う)

(2) 商標権を侵害する「傍名牌 (ブランドの不正利用)」等違法行為の摘発。馳名商標 (日本の著名商標に相当——訳注)、地理的表示、渉外商標に対する保護を強化し、商標冒認出願や「傍名牌」等行為を取り締まり、重大な権利侵害・模倣行為を厳重に摘発する。ネット市場の監督管理を強化し、権利侵害・模倣行為、虚偽の宣伝等違法行為の摘発を重点として、協同管理ネットワークの水準を向上する。(工商行政管理総局が中心となって担当する)

(3) 専利権を侵害する違法行為の摘発。E コマース、食品・医薬品、環境保護、安全生産、高度先端技術等の重点分野、及び展示

会、輸出入等の重点段階を対象として、専利権に係る法執行・保護活動「雷霆」特別アクションの展開を深化させ、通報・苦情相談・権利保護援助プラットフォーム 12330 番の役割を十分に発揮し、精確かつ迅速に外商投資企業専利権の侵害及び専利冒用行為を摘発し、摘発の氣勢を適切に高める。(知識産権局が中心となって担当する)

(4) インターネット上の権利侵害・海賊版等、著作権を侵害する違法行為の摘発。権利侵害・海賊版行為を嚴重に取り締まり、重大案件を集中的に摘発する。インターネット上の権利侵害・海賊版の取締を強化し、「剣網 2017」特別アクションを展開して、インターネット上の映画・テレビ番組、音楽、ソフトウェア、アニメ・漫画、教材等分野及びE コマース、アプリケーションストア等のプラットフォームの著作権侵害行為の取締をより一層強化する。ソフトウェア正規版化をさらに推進する。(新聞出版広電総局が中心となって担当する)

(5) 植物新品種権を侵害する違法行為の摘発。侵害・模倣種子・種苗の製販摘発を手配・展開し、農業者・林業者の植物新品種侵害に対する行政法執行活動を継続的に展開する。(農業部、林業局が職責に基づきそれぞれ分担して責任を負う)

(6) 知的財産権侵害物品輸出入行為の嚴重摘発。税関の知的財産権法執行体制をより一層整備し、重点商品、重点ルートを対象として知的財産権の税関保護特別アクションを継続的に展開し、関連

する国際組織及び国外の法執行部門と連携して法執行行動を展開する。(税関総署が中心となって担当する)

(7) 郵送段階の監督管理の強化。郵送ルート of 安全を監督管理する「緑盾」プロジェクトの実施を積極的に推進し、市場監督管理の法執行検査を強化し、企業が郵送ルートの安全管理に関する引受検査、実名引受、手荷物 X 線検査の 3 つの制度を厳密に遵守するようこれを督促し、E コマースによる海外購入製品の郵送の安全管理を特に強化する。(郵政局が中心となって担当する)

(8) 侵害・模倣犯罪行為の嚴重摘発。情報捜査により全面的な模倣摘発を牽引し、一斉集中摘発の発足・組織モデル及び「一体化」作戦の体制を整備し、一斉集中摘発の攻勢を強化し、侵害・模倣犯罪行為に対してそのチェーン全体の摘発を実施する。(公安部が中心となって担当する)

(9) 檢察監督の強化。経緯が深刻で、影響が劣悪な侵害・模倣犯罪案件を重点的に処理し、重点案件、新型案件に対する研究、監督、処分を強化する。侵害・模倣犯罪案件の裏にある職務怠慢や、収賄して法をまげる、私情にとらわれて不正行為をする等の職務犯罪を厳しく取り締まる。(最高人民檢察院が中心となって担当する)

(10) 司法裁判の強化。侵害・模倣の重点産業及び重点分野の民事、刑事、行政案件に対する審判を法により強化し、指導・監督を強化する。(最高人民法院が中心となって担当する)

(11) 対外周知の強化。多国間・二国間の知的財産権協力・交渉

において、「行動計画」に係る作業手配、実施状況及び成果を積極的に周知し、我が国の知的財産権保護の良好なイメージを確立する。

(商務部が中心となって担当する)

2. スケジュール

(1) **動員と配置。**2017年9月10日までに、「行動計画」を印刷・配布し、動員配置を行い、任務要件を提示し、職責分担を明確化する。各地域、各関連構成員組織は「行動計画」に基づいて実施計画を検討、精緻化し、具体的な実行措置を策定する。

(2) **組織化と実施。**2017年9～12月、各地域、各関連構成員組織は集中的に行動を展開し、外商投資企業の知的財産権を侵害する違法犯罪行為を厳重に取締り、一定数の典型事例を速やかに公開して抑止力をもたせる。全国模倣粗悪品製販摘発活動指導グループ弁公室に対して重大案件状況を速やかに報告する。

(3) **経験の総括。**2017年12月31日までに、各地域、各関連構成員組織は今回の行動について全面的な総括を行い、全国模倣粗悪品製販摘発活動指導グループ弁公室に対して特別作業報告書を提出する。全国模倣粗悪品製販摘発活動指導グループ弁公室は状況を見定め、良好な経験・方法はこれを総括・普及する。

3. 作業要件

(1) **組織的リーダーシップの強化。**各地域、各関連構成員組織は外商投資企業の知的財産権保護作業の充実化を図ることの重要な意義を十分に認識し、組織的リーダーシップを強め、作業責任を

実行し、指導検査を強化し、周知をしっかりと行う。各級指導グループ弁公室は統括調整を強化し、実行状況を速やかに督促・検査する。各地域、各関連部門は個別統計を真摯に実施し、毎月 15 日までに前月の案件取締及び関連作業の推進状況を報告する。

(2) **密切な連携協力。** 各関連構成員組織は部門間・エリア間の提携を強化し、協力体制を整備し、手掛り情報の連絡通報、証拠資料の移管、案件調査への協力、共同での法執行をしっかりと行い、行政法執行と刑事司法の連携を強化して、法執行の監督管理の相乗効果をより一層向上する。

(3) **案件処理効率の向上。** 関連法執行司法部門は、通報・苦情相談ルートを整備し、通報・苦情相談用の電話番号を公布する。関連案件は速やかに受理し、法に基づいて迅速に処置し、一定数の注目度の高い、影響の劣悪な重要案件を集中的に処理し、外商投資企業知的財産権の保護水準をより一層向上する。

付属文書：外商投資企業知的財産権保護行動取締案件データ統計表

付属文書

外商投資企業知的財産権保護行動取締案件データ統計表

報告組織（押印）：

報告日付：

部門	項目	案件数/被害金額
行政法執行部門	営業秘密侵害案件	
	商標権侵害案件	
	専利権侵害案件	
	著作権侵害案件	
	植物新品種権侵害案件	
公安機関	立件数	
	被疑者検挙人数	
	被害金額	
検察機関	逮捕許可が出た案件数	
	逮捕許可が出た被疑者数	
	起訴案件数	
	起訴された被疑者数	
典型事例取締状況の概要：		

写し送付：指導グループ班長、副班長。

指導グループ弁公室

2017年9月8日印刷・配布

出所：

2017年9月18日付け中華人民共和国商務部ウェブサイトを基にJETRO北京事務所日本語仮訳を作成

<http://www.mofcom.gov.cn/article/ae/ai/201709/20170902645803.shtml>

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。